

随 意 契 約 理 由

令和 6 年（2024 年）11 月 1 日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「世界のしょうない音楽ワークショップ及び音楽祭」運営等業務
契約内容	公募の参加メンバーによるワークショップ、発表会の運営及び同ワークショップ、発表会における楽曲制作
契約締結日 及び契約期間	令和 6 年（2024 年）11 月 1 日 令和 6 年（2024 年）11 月 4 日から令和 7 年（2025 年）2 月 8 日まで
契約の相手方 （所在地・地名）	（公財）日本センチュリー交響楽団 （豊中市岡町 1-1 きたしん豊中ビル 6 階）
契約金額	1,650,000 円（税込）
随意契約理由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当） 「世界のしょうない音楽ワークショップ及び音楽祭」事業は、プロの演奏家に楽器を教えてもらうなど貴重な体験を通して、音楽あふれるまちの実現と南部地域の発展をめざした事業である。 公募による参加者の音楽ワークショップをもとに音楽作品を制作する本事業には、高い音楽構成力とともに卓越した対話力を備えた、日本センチュリー交響楽団のコミュニティプログラムディレクターの野村誠氏と同楽団員の指導が必須であることから、同事業を受託し得る事業者は同楽団に限られるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものである。